

令和5年度 第7回農業委員会総会 (5.9.20)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第7回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 5番 尾崎委員、6番 清水委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申請者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 9月14日、12番浅見委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ハク
サイ、サトイモ、サツマイモ、ネギが栽培されておりました。しっかり管理されて
おり、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長～ 2番 申請者
3番 申請者
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 2番及び3番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるため
の適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 9月14日、2番中村委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、綺麗に管理されており、適格者として問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 9月14日、12番浅見委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ウメ、カキ、クリ、ナス、ネギ、サトイモが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～	4番	申請者
	5番	申請者
	6番	申請者
	7番	申請者
	8番	申請者
	9番	申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番から9番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 9月14日、12番浅見委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ハナミズキ、ツバキ等の植木が栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 9月14日、2番中村委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、植木が栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 9月14日、12番浅見委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、コマツナ、ハウレンソウ、ニンジン、ダイコン、ハクサイが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 9月14日、2番中村委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サトイモ、ジャガイモ、ブロッコリー、クリが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ及び9ページ、8番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 9月14日、2番中村委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、クリ、ブロッコリー、サトイモ、ブルーベリーが栽培されていました。しっかり管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、10ページ、9番です。

5番尾崎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番尾崎委員～ 9月14日、2番中村委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サツマイモ、ネギ、落花生、ナス、サトイモ、ウドが栽培されていました。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、8月14日から9月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長～ 10番 申請者
11番 申請者
12番 申請者
13番 申請者

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

事務局～ 10番
現地案内図は、11ページ、10番です。
転用目的は宅地開発です。現況は畑でございます。

事務局～ 11番
現地案内図は、12ページ、11番です。
転用目的は宅地開発です。現況は畑でございます。

事務局～ 12番
現地案内図は、13ページ、12番です。
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

事務局～ 13番
現地案内図は、14ページ、13番です。
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月5日及び9月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

14番 譲受人
譲渡人

15番 譲受人
譲渡人

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

14番

現地案内図は15ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は16ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を8月23日及び9月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

16番

現地案内図は、17ページ、16番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。